

令和 2 年 3 月 31 日

日本関税協会名古屋支部
山尾事務局長 殿

名古屋税関 業務部
首席関税鑑査官 内山 晴夫

輸入統計品目表及び国内分類例規の一部改正について

輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件(昭和 62 年 6 月大蔵省告示第 94 号)の一部改正(令和 2 年 3 月 31 日付財務省告示第 83 号)及び分類例規(昭和 62 年 12 月 23 日付蔵関第 1299 号)の一部改正(令和 2 年 3 月 31 日付財関第 421 号)がありましたので、貴会員に周知方よろしく申し上げます。

なお、本改正については、統計品目表の改正については令和 2 年 4 月 1 日以後統計に計上される貨物について、分類例規の改正については令和 2 年 4 月 1 日以降申告される貨物について適用されます。

おって、上記改正内容については、本年 3 月 31 日付で下記のとおり税関ホームページに掲載されていますのでご案内します。

記

【統計品目表の一部改正について】

<http://www.customs.go.jp/kaisei/kokuji/2020kokuji/2020kokuji0083.pdf>

【分類例規の一部改正について】

<http://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/2020tsutatsu/2020tsutatsu0421/index>

* 税関ホームページ「新着情報」の「3 月 31 日 法令」からもご覧頂けます。

以上